

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書 2025(2024年7月～2025年6月)

協和監査法人



I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

私たちは、企業が開示する財務諸表等の信頼性を担保し、経済社会の安定と発展に寄与するという社会的な役割を果たすため、監査の品質の確保が何よりも重要だと常々考えてきました。

この考え方に基づいて、中小監査事務所の特徴であるクライアントと適切な距離感を保ちつつ、クライアントとは現状の理解を深めたうえで真摯な対話を行うことを心がけながら、高品質な監査を提供することを目指してまいりました。

そして品質管理については、私たちの組織風土、個々の監査チームや構成員の特性を深く考慮し、下記6つの基盤を強化することで、品質向上に向けた取組みを強力に実施してまいります。

- ① 品質管理基盤
- ② 組織ガバナンス基盤
- ③ 人的基盤
- ④ IT基盤
- ⑤ 財務基盤
- ⑥ 国際対応基盤

また今後、社会的なニーズの高まりが予想されるサステナビリティ情報等の非財務情報開示に対応すべく、体制の整備強化も検討してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最高経営責任者 高山 昌茂

2. 事務所概要

(1) 監査法人の目的及び沿革

① 監査法人の目的

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務に関する調査若しくは立案、又は相談に応じる

② 監査法人の沿革

- ・昭和 57 年 8 月に、高山正年、秦幸吉、中西忠雄、高部哲彦、坂本光市の社員 5 名、資本金 2,000 万円で東京都中央区に設立。
- ・平成 14 年 4 月に、税理士法人協和会計事務所を設立。
- ・平成 26 年 7 月に東京都千代田区に移転。
- ・現在の社員は、高山昌茂、小澤昌志、坂本雄毅、廣瀬郁雄、宇梶正人、松前江里子の 6 名、資本金 2,250 万円。

(2) 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別
無限責任監査法人

(3) 業務の内容

① 業務概要

監査証明業務のうち、法定監査の主な内容は、金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査です。任意監査の主な内容は、公益法人等の非営利法人の監査です。

非監査証明業務の主な内容は、公益法人等の会計指導です。

② 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

③ 監査証明業務の状況

令和 7 年 6 月 30 日現在
(会計年度末日)

種 別	被監査会社数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	2	2
金商法監査	—	—
会社法監査	4	—
学校法人監査	5	—
労働組合監査	3	—
その他の法定監査	2	—
その他の任意監査	9	—
計	25	2

④ 非監査証明業務の状況

区 分	対象会社等数
大会社等	—
その他の会社等	24

⑤ 所在地及び人員数

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数
		公認 会計士	特定社員	計	
本社	東京都千代田区神田神保町 3-23-2	6人	一人	6人	常勤4人 非常勤 11人 顧問1人

II. 経営管理の状況

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制

当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して品質管理規定等を定め、社会からの信頼に応えるべく、契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、審査等に至る品質管理に関する方針及び手続を定めて、品質管理のシステムを整備し、運用しております。「監査に関する品質管理基準」においては、経済社会の変化に応じ、当監査法人のリスクを主体的に管理するために、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入することを目的としています。

当監査法人自ら、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別・評価し、評価したリスクに対処するための方針・手続を定め実施します。

品質管理のシステムに関する最終的な責任を最高経営責任者が負うとともに、品質管理規定に係る業務を社員会で選任された品質管理責任者（監査業務執行を行わない社員）が担当して当監査法人の品質管理のシステムを整備及び運用に関する責任を持つ体制を構築しています。

(2) 監査業務を適切に実施するための職業的懐疑心の保持及び発揮

当監査法人は、公認会計士個人としても監査法人組織としても職業的懐疑心を発揮できるように取り組んでいます。また、当監査法人内外からもたらされる不正リスクに関する情報については、関連する業務執行社員等に適時に伝達するとともに、業務執行社員等は監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、不正リスクに関する情報の内容に応じて審査委員会に報告することとしています。

(3) 職業倫理、独立性の遵守

公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠して、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っています。すなわち、専門要員に対して誠実性、公正性、正当な注意並びに秘密保持等の適格性の具備を求めているものであり、その要件等については関連規程等に具体的に定めています。

また、独立性に関して独立性の保持のための方針及び手続を定め、当監査法人及びグループ法人である税理士法人協和会計事務所の構成員全員にその遵守を求めており、独立性に関する年次確認手続（チェックリスト作成）を毎年7月1日に実施しています。

監査人による監査関与先に対する非監査業務の提供には一定の制限がありますが、当監査法人が監査関与先に対して非監査業務を提供する場合には、独立性に関する職業倫理の規定に照らして提供の可否を判断し、社員会で承認を得ています。

【独立性の遵守状況】

	令和6年6月期	令和7年6月期
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

(4) 担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、ローテーション計画の円滑な推進に配慮し、監査業務の品質が確保できるように留意して、ローテーションを実施しています。

【ローテーションルール】

役割	最長関与期間	クーリングオフ期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
その他の業務執行社員	7会計期間	2会計期間

(5) 監査契約の締結

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の際、監査契約の承認に関する規定に基づき、独立性をチェックするとともに、不正リスクを含むリスク評価を実施した上で、適切に受嘱の可否を決定しています。

また、当監査法人の有する監査リソースとのバランスを慎重に検討の上、無理な受嘱により既存の監査契約における十分な職務遂行を妨げることのないよう契約の可否を最終的に社員会が判断し、当監査法人が締結するすべての監査契約の監査品質の維持に努めています。

(6) 業務の実施

個々の監査業務は、監査の責任者である業務執行社員、現場を取りまとめる主査ならびに補助者で監査チームを構成します。当監査法人では業務執行社員が現場に赴き、クライアントと積極的にコミュニケーションを図ることによって、そのビジネスを理解して監査上の留意点を把握するよう努めており、適切なタイミングで業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲されるように業務が実施されます。

当監査法人では、監査の実施にあたり以下のコミュニケーションを重視し

ています。

(監査チームのミーティング)

開放的で自由活発なコミュニケーション風土の下、主査が主体となって、監査チーム内討議を実施しています。討議では、クライアントのビジネスの理解に基づき、リスク（不正リスクを含む）を識別・評価し、識別・評価したリスクに対応するリスク対応手続を立案しています。

(クライアントとのコミュニケーション)

クライアントのビジネスをより深く理解するためには、経営者や監査役等とのコミュニケーションが重要であると認識し、リスクを識別・評価する際の情報収集の一環として、また、監査計画や監査結果を説明する際にも経営者や監査役等と十分に意見交換しています。さらに、監査現場においても、会社担当者とのコミュニケーションを重視した監査を実施しており、論点になった事項に関してクライアントと議論を尽くすことで、深度ある監査を実践しています。

当監査法人の構成員は監査経験年数が比較的長いメンバーが多く、各監査チームにおいても十分な監査経験を有するメンバーが大半を占める構成としています。

(7) 審査体制

当監査法人の監査業務の審査は、「合議制による審査」であり、審査委員で構成される審査委員会の会議体に基づいて実施しています。

審査委員会は、監査業務ごとに監査計画の審査、監査意見の審査を行うとともに、重要な事象が発生した場合は事前審査を行います。

審査委員会は、業務執行社員からの専門的見解の問い合わせに対し事前の相談に応じます。さらに、監査実施中に発生した重要な事項について業務執行社員と討議して判断の妥当性について検討します。

(8) 監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制

当監査法人は、監査品質の維持向上のための適時適切なオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) による研修を通して、専門要員の能力向上に努めています。

また、当監査法人に所属する構成員全員が、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発 (CPD) 制度の履修必要単位数達成に問題が生じないよう、定期的に履修状況の確認を行うとともに指導・監督しています。

【職位別の CPD 取得義務達成率】

摘 要	令和 6 年度		令和 7 年度	
	社 員	補助者	社 員	補助者
CPD 取得義務達成率	100%	100%	100%	100%

(9) 専門的な見解の問い合わせ

適切な判断が困難な重要事項を解決するために、専門的な見解の問い合わ

せに関する方針及び手続については「品質管理規程」に定めています。

なお、令和6年7月に清明監査法人とお互いに専門的な見解の問合せに誠実に対応する旨の契約を締結しています。

(10) 品質管理システムのモニタリング

当監査法人の定める「品質管理規程」が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視と監査業務の定期的な検証に関する方針と手続を定めています。

日常的監視には、「品質管理規程」への新たな法令・基準の反映の状況、独立性の確認、専門的能力の開発状況、契約の新規締結・更新状況、是正措置のフォローアップ等が含まれ、品質管理責任者によって年に1度実施しています。

定期的な検証は、社員が関与している上場会社の監査業務については少なくとも3年に1度の頻度で、監査契約、監査計画、監査実施、監査意見形成の過程に関する監査調書について「定期的検証チェックリスト」に基づいて実施しています。なお、定期的な検証は、その監査業務の実施と審査に関与していない社員若しくは監査経験が豊富で監査実務に関する知見を有している公認会計士によって実施しています。これらの監査業務のモニタリングにより発見された不備については、品質管理責任者と業務執行社員に伝達され、適切な改善措置が図られていること等を社員会で確認しています。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 基本方針

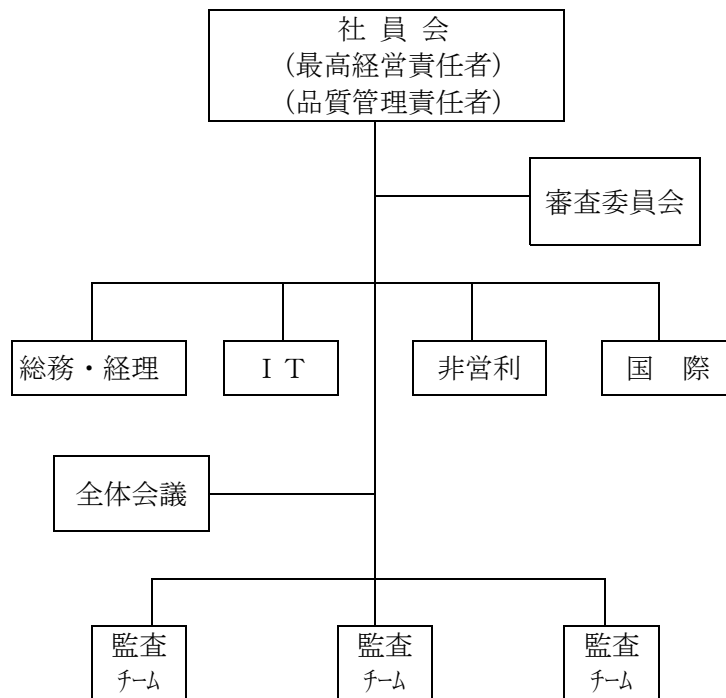
当監査法人は、社員数6名、常勤公認会計士4名、非常勤公認会計士11名、顧問1名の小規模な監査法人です。そのため、大規模監査法人の多くが採用している有限責任監査法人ではなく、社員全員が無限責任を負う無限責任監査法人で運営しています。

意思決定機関は、社員全員から構成される社員会であり、社員全員の合議制による意思決定によりガバナンス運営の適正化を図っています。当法人の業務運営に必要な決定事項のほとんどが、毎月開催される社員会で行われ、無限責任を負う社員全員の相互牽制により承認・決定されますが、最終的な責任は社員会で選任された最高経営責任者が負っています。

品質管理については、あえて部門を設置せず、主として品質管理業務を実施する品質管理責任者を社員会で選任しています。なお、品質管理責任者をフォローするため代表社員1名と大手監査法人で経験豊富な公認会計士1名が品質管理業務に携わっています。

審査については、会議体である審査委員会を設置し、審査委員会のメンバーである審査委員全員の合議制により審査業務が適正に行われています。

(2) 組織図



(3) 監督・評価機関について

当監査法人における経営機能の実効性を確保するための助言・提言を得ることを目的として、当監査法人との利害関係のない有識者1名を独立第三者委員として選任し、組織的運営の実効性評価等を実施するため社員会に毎月参加しています。

【外部有識者】

中川 和久 (なかがわ かずひさ)

◆経歴

- ・1956年12月16日 石川県羽咋市生まれ
- ・1981年3月 中央大学法学部卒業
- ・1983年8月 大原簿記学校入職
- ・1990年8月 公認会計士登録
- ・1995年4月 学校法人大原学園 評議員就任
- ・2007年4月 学校法人大原学園 理事就任
- ・2017年4月 学校法人大原学園 理事長就任
- ・2023年4月 学校法人大原学園 理事長を退任
学園長就任
- ・2025年4月 東京経営大学 学長就任



(4) グループ経営を行っている法人について

当監査法人は、「税理士法人協和会計事務所」とグループ経営を行っています。「協和」という同一名称で協力的な運営がなされ、お互いに相乗効果をもたらしており、グループとしての財務基盤が築かれています。

ただし、両法人間の独立性、インサイダー、守秘義務、利益相反については、細心の注意を払い業務を運営しています。

3. 人的基盤

当監査法人では、監査サービスの中心となるのは常に「人」と考えています。下記の5つの項目を重視して人材育成に励んでまいります。

① 誠実な人材の獲得

当監査法人は、監査業務においてはクライアントとコミュニケーションを重ねて信頼関係を築くことを重視しています。クライアントと誠実に向き合い、真摯に耳を傾ける人でなければ信頼関係の構築は難しいものと考えています。そのためそのような人材の獲得を目指しています。

② チームワークを重んじる人材の獲得

当監査法人では、「多様性の尊重と個性の調和」を重視し、チームワークを重んじる人材こそが必要不可欠であると考えています。そうした考え方に共感できる人材の獲得を目指しています。

③ プロ意識の高い人材の獲得と育成

当監査法人では、プロフェッショナルであることを自覚して行動でき、持続的なスキルアップができる人材を求めています。当監査法人は、フラットな組織体制であり、お互いがお互いを一人のプロフェッショナルとして尊重しています。この方針に賛同する人材の採用を目指しています。

④ 教育・研修制度

高度なプロフェッショナル人材の育成のために教育・研修制度の充実を図っています。監査品質を担保するための会計・監査基準の改正に関する解説講義、不正事例研究及びIT監査等に関するCPD必修研修を指定し、監査業務に関わる全職員に受講義務を課すことで専門的知識の習得、専門能力の維持、向上を図っています。

⑤ 人事評価

複数のパートナーが評価することで、公平な人事評価制度となるよう、制度の整備に努めてまいります。日常の監査業務への取り組み方や法人内部における間接業務の取り組み方等の異なる視点をもって人事評価し、報酬等の待遇に反映させてまいります。

4. IT基盤

(1) ITに関する基本方針

当監査法人は、IT基盤の整備は重要なテーマであると考えており、昨年IT

専門家1名が入所し、業務提携をしているベンダーの協力を得て整備に取り組んでいます。セキュリティーには特に留意し、セキュリティーレベルの維持・向上、さらにITによる業務効率化の推進を進めていきます。

(2) 整備状況

①情報セキュリティー

当監査法人では令和6年度に電子調書システム（㈱Auditechの「いつでもSUITES」）を導入し、令和7年4月1日以後開始事業年度の上場会社から順次適用しています。また、監査業務にかかわるすべての社員・補助者（非常勤を含む）にPCを貸与しています。当該PCには、高いセキュリティー性能と柔軟な拡張性を同時に実現可能な、次世代のPC向けデータ漏洩防止システム（Eugrid㈱のTrueOffice）がインストールされており、PCをシャットダウンすることによりPC上に監査データは残らないため情報漏洩リスクへの対応はできています。なお、PCからUSBにデータをバックアップすることはできない対応をしています。

また、クライアントから入手する各種監査データも㈱Auditechの「いつでもJUJU」を利用しており電子調書システム内で監査業務が完結します。

②監査調書改ざんリスク

電子調書システム（㈱Auditechの「いつでもSUITES」）の採用により、電子調書上の履歴はすべて残ります。また、アーカイブ後の修正等は現在は品質管理責任者、IT責任者に限定していますが、近いうちに「いつでもSUITES」ではアーカイブ後の修正等は一切行うことが出来なくなるようシステムを変更する予定のため監査調書改ざんリスクへの対応は出来ています。

5. 財務基盤

当監査法人は小規模監査法人であり、かつ有限責任監査法人ではないため「業務及び財産の状況に関する説明書」で財務諸表は公表していません。

事業規模、財務安定性及び健全性を示す指標として、以下の4点について開示します。

(1) 売上高（業務収入）の総額

	令和6年6月期	令和7年6月期
売上高		
監査証明業務	168 百万円	182 百万円
非監査証明業務	16	30
合 計	184 百万円	212 百万円

(2) 報酬依存度

報酬依存度は、「倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」」に基づいて計算しています。

	令和6年3月期	令和7年3月期
最も報酬が高い被監査会社に対する報酬依存度	11.3%	11.4%

上記のとおり、15%ルールに抵触する状況ではありません。

(3) 自己資本比率

	令和6年3月期	令和7年3月期
自己資本比率	90.1%	90.0%

4大監査法人の前年度平均値である35.8%を大幅に上回っています。

(4) 現金預金保有割合

期末現金預金残高が業務費用の何ヶ月分に相当しているかの割合

	令和6年3月期	令和7年3月期
現金預金保有割合	18.5ヶ月	15.6ヶ月

4大監査法人の直前期平均値である2.6ヶ月を大幅に上回っています。

なお、グループ法人の税理士法人協和会計事務所も当監査法人同様、財務安定性及び健全性に全く問題はありません。

6. 国際対応基盤

- (1) 当監査法人は、クライアントのグローバル化に対するサポートの一環として、国際専門家集団「ジュネーブ・グループ・インターナショナル (Geneva Group International : GGI)」のアライアンスメンバーに加盟しています。

「GGI」は、本部をスイスのチューリッヒに置き、世界各国の会計事務所やコンサルティング・ファームから組織された、独立系事務所のグローバルネットワークです。

「GGI」加盟事務所は、2024年現在、126カ国、870事務所、約3万1千名のスタッフから構成されており、北米及び欧州からアジア太平洋、中東、南米、アフリカまで全世界に及びます。世界有数の多国籍企業や大手日本企業をクライアントとしています。税務、法律、コンサルティング等の各分野におけるビジネスプロフェッショナルばかりで、各国々における「GGI」のメンバーファームとして、「世界水準の高い専門性」と「各地域における実務経験」とで、国際展開をするクライアントの発展・成長を支援しています。

「GGI」は、「『GGI』加盟事務所であればクライアントが満足する高水準のサービスを常に提供することができる。」と保証しており、当監査法人としても、各国のプロフェッショナルファームと連携することで、グローバル化を目指すクライアントへ充実したサポートを提供できるものと自負しています。

7. その他

- (1) 当監査法人は、監査品質の指標（AQ I）の重要性について認識し、日本公認会計士協会などの動向を注視しながら、検討を進めます。
- (2) 最近のサステナビリティ活動についても、当監査法人は積極的に取り組んで行きます。